

令和2年度

第4回定例農業委員会会議録

令和2年7月20日 開催

令和2年7月20日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和2年度 第4回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第9号

令和2年度 第4回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和2年 7月20日

農業委員会会長 中添 文彦

召集 令和2年7月16日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和2年7月20日 午前 9時30分

閉会 令和2年7月20日 午前10時32分 (会期1日)

第1日目 (7月20日)

出席委員 19名

1番	中添 文彦	8番	大野 翔平	15番	藤重 英子
2番	石丸 俊一	9番	細谷 美一	16番	笹川 武義
3番	森 健人	10番	谷本 利信	17番	滝川 廣男
4番	渡辺 玲子	11番	藤滝 健造	18番	三好 光春
5番	井上 博司	12番	本井 伸一	19番	福家 功
6番	川西 正廣	13番	佐藤 裕子		
7番	松本 文男	14番	三好 満		

農地利用最適化推進委員 17名参加

昭和1	富野 正行、	昭和1	浮田 洋史、	昭和2	横田 節夫、	昭和2	植田 明美
		陶	大芝 博信、	陶	福家 棟貴、	陶	原 拓也
滝宮1	丸尾 説男、	滝宮2	宇良 健一、	羽床1	宮本 清信、		
粉所	山地 康弘、	粉所	石丸 勝彦、	西分	岡田 行夫、	山田1	山口 守
山田2	橋川 正廣、	山田3	長川 富雄、	羽床上	河田 紀雄、		

議事録署名委員

19番 福家 功 委員、 3番 森 健人 委員

欠席

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 課長補佐 坂本 雅直 主査 渡邊 宏樹

傍聴人 1人

議事日程

令和 2 年 7 月 20 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法 3 条（農業委員会）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法 5 条（県知事）について
- 第 5 議案第 3 号 現況証明（農委分）について
- 第 6 議案第 4 号 基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第 7 議案第 5 号 基盤強化法第 19 条による農地中間管理権の取得
(農用地利用集積計画の公告) について
- 第 8 議案第 6 号 農地中間管理事業法第 18 条 7 項（農地利用配分計画の公告）について
- 第 9 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について

令和 2 年 7 月 農業委員会議事録

午前 9 時 30 分 開会

職務代理

みなさま、おはようございます。定刻が参りましたので、ただいまから令和 2 年度第 4 回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、綾川町農業委員会会議規則第 4 条で、「会長は、会議の議長となり、議事を総理する。」とありますので、中添会長、議事進行をお願いします。

議長

それでは議事に移ります。本日の出席者は 19 名です。会期の決定ですが、会期は本日 1 日限りいたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい

議長

本日の議事録署名人には、19 番 福家 功 委員、 3 番 森 健人 委員を指名します。

議長

本日の議案の審議に移ります。第 1 号議案について、事務局より説明を願います。

事務局

農地法第 3 条の規定による許可申請について、説明致します。今回は、2 件です。

議案第 1 号-1

地 図：

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 320 円

申請地：

譲渡人：

譲受人：

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は高齢により経営縮小を考えており、しかも耕作に不便な位置にある農地の処分を考えていたところ、近くに住む譲受人との間で意向が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は6,789㎡で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。また、取得後の営農計画としては、野菜です。

譲受人の農作業暦としては、57年、農作業の従事日数は、200日で、機械の所有状況については、トラクター1台、コンバイン1台、耕耘機1台、田植機1台、トラック1台、農舎約70㎡を所有しています。また、野菜の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、20m、徒歩で1分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-2

地 図：



権利等： 所有権移転 有償売買 総額4万円

申請地：



譲渡人：



譲受人：

説明：

申請に至った理由ですが、この案件は、先月6月の農業委員会でご協議いただいた、農地付き空き家バンクに関連するもので、への新規移住に伴うものです。

取得後の営農計画としては、果樹栽培で、知人の指導ならびに協力も得られることから、今後農業経験を積んでいくとのことです。

譲受人の農作業の従事日数は、150日を見込んでおり、同居する両親も従事する予定です。機械の所有状況については、果樹を栽培する予定ですので、農耕用機械の購入予定はなく草刈り機程度です。また、果樹の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、購入予定宅地の隣接地のため、通作可能な圏内に居住するものと考えます。なお、裏付け資料として、不動産売買契約書の写しの提出をいただいております。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第1号につきまして、何か質問はありませんか？

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第2号について事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」についてですが、今月は、2件あります。

なお、更正図及び現況写真につきましては、図面集の1枚目1Pより、載せてあります。

それでは、議案書の2Pをご覧ください。

議案第2号 -1

地図・図面： [REDACTED]

権利： 所有権の移転 有償売買

申請地： [REDACTED]

農地区分： 2種農地

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

転用目的： 資材置場・作業場

施設の概要： 資材置場<花崗土(粗目・細目)>、攪拌機：バックホウ2台分、
軽四輪等駐車場：3台分、トラック待避所：1箇所を設置

申請事由： 資材置場・作業場

説明：【理由】 譲受人は、現在、町内において、土木建築業を営んでおり、事務所より西側にあたる [REDACTED] に資材置場兼作業場をすでに有しておりますが、経営規模を拡大したいと考えていたことから、事務所より、東側にも資材置場兼作業場を確保するため探していたところ、3箇所ほどの候補地が見つかり、その中で、資材置場兼作業場としての適地性・利便性等を十分に考慮した結果、この農地が最適であると判断するとともに、農地の維持管理に苦慮していた譲渡人との間で意向が合致したことにより、今回、申請に及んだものであります。

【資金計画】 土地代 580万円 造成費 100万円、建築費 0万円 合計：680万円
内訳：自己資金 680万円、借入金 0万円

【工事期間】 令和2年9月1日～令和3年8月31日

【造成工事】 耕作土を撤去したのち、良質の花崗土 H=0.20m の盛土を全体的に敷詰めるとともに、一部、地盤高が低いところについては、良質の花崗土 H=0.80m～2.04m の盛土をします。なお、周囲には、コンクリート擁壁 H=1.05m～1.70m を施します。また、安全面を考慮して、法面については、1：1.8 の勾配で転圧処理してまいります。

【排水関係】 雨水：集水枡に集め、既設排水管を経由して、既設の水路に放流処理します。
汚水：ありません。

【取排水の同意】 [REDACTED]

【水利関係者の同意】 [REDACTED]

【隣接農地の同意】 [REDACTED]

【併せ利用地同意】 [REDACTED]

議案第2号 -2

地図・図面： [REDACTED]

権利： 所有権の移転 有償売買

申請地： [REDACTED]

農地区分： 2種農地

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

転用目的： 資材置場

施設の概要： 資材置場、トラック等駐車場、コンテナ式倉庫を設置

申請事由： 資材置場

説明：【理由】 譲受人は、現在、町内において、解体業を営んでおり、自宅敷地内を兼用で資材置場として利用してきましたが手狭となってきたことから、同程度の土地を探していたところ、3箇所ほどの候補地が見つかり、その中で、資材置場としての適地性・利便性等を十分に考慮した結果、この農地が最適であると判断するとともに、農地の維持管理に苦慮していた譲渡人との間で意向が合致したことにより、今回、申請に及んだものであります。

【資金計画】 土地代 200万円 造成費 150万円、建築費 0万円 合計：350万円

内訳：自己資金 350万円、借入金 0万円

【工事期間】 令和2年9月1日～令和3年8月31日

【造成工事】 耕作土を撤去したのち、良質の花崗土 H=0.20m の盛土を全体に敷詰めます。また、県道よりの進入路も12%の傾斜角度を付け、良質花崗土にて転圧仕上げを行いません。なお、コンクリート擁壁等の設置は行ないません。また、安全面を考慮して、法面は、1：1.8の勾配で転圧処理してまいります。

【排水関係】 雨水：集水枡に集め、既設排水管を経由して、既設の水路に放流処理します。
汚水：ありません。

【取排水の同意】 [REDACTED]

【水利関係者の同意】 [REDACTED]

【隣接農地の同意】 ありません。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第2号につきまして、何か質問はありませんか？

委員一同

なし

議長

つづきまして、第3号議案について事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、それでは、議案第3号「現況証明」について説明します。

議案第3号-1

地図・図面： [REDACTED]

申請人： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

調査者： [REDACTED]

申請内容： 従来の土地所有者が、昭和48年4月頃に農地へ行くための農道を作ったものでありますが、今回、非農用地証明事務処理要領準則で定める認定基準⑤－アに基づき、耕作する者が、その農地を自らの耕作のために供する他の農地の保全又は利用増進のために必要な農業用施設（農道）の用に供する場合については、農地法施行規則第29条第1号にも該当することを踏まえ、非農用地証明を発出することができる旨の明確な根拠規定があるとともに、農地として復元することは著しく困難であると判断し、「非農地証明」を発出することに対しては、問題がないものと考えられます。

議案第3号－2

地図・図面： [REDACTED]

申請人： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

調査者： [REDACTED]

申請内容： 従来の土地所有者が、昭和53年4月頃に耕耘機等農機具類を保管するための農業用施設（納屋）を農地内に建てたものでありますが、今回、非農用地証明事務処理要領準則で定める認定基準⑤－イに基づき、耕作する者がその農地を2アール未満に限って、自らの耕作のための農業用施設（納屋）として供する場合については、農地法施行規則第29条第1号にも該当することを踏まえ、非農用地証明を発出することができる旨の明確な根拠規定があるとともに、農地として復元することは著しく困難であると判断し、「非農地証明」を発出することに対しては、問題がないものと考えられます。

議案第3号－3

地図・図面： [REDACTED]

申請人： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

調査者： [REDACTED]

申請内容： 昭和60年頃、当該農地に行くための農道が自然災害により、崩落したことから、通行ができなくなり、その後、耕作が放棄されたこともあいまって、近くの山林から竹や雑木などが入り込み30年以上を経過したことで、森林などの様相を呈している状態です。これによりまして、農地として復元することは著しく困難であると判断し、「非農地証明」を発出することに対しては、問題がないものと考えられます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第3号につきまして、何か質問はありませんか？

委員一同

なし

議長

ここで、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、10分間の休憩と、換気を行います。

【 休憩 】

議長

それでは再開します。議案第4号について、案件第3号に川西委員に關係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。第4号案件について、説明します。P.5をご覧ください。

議案第4号-3

所在：

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

借受人経営面積： 80,426 m²

利用内容： 田 水稻・麦

賃料： 年間 24,350 円 (10 a 当り 5,000 円)

期間： R2.8.1~R8.7.31 (6 年間)

以上、審議のほどよろしくをお願いします。

議長

案件第3号につきまして、何か質問はありませんか？

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第4号の案件第3号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。川西委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)について説明します。P.4~P.5をご覧ください。

先ほどご審議いただいた案件を含む、

契約件数： 4件 合計 11,978 m²

以上、審議のほどよろしくをお願いします。

議長

議案第4号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第5号について事務局より説明をお願いします。

事務局

基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得について説明します。これは、次の議案でご審議いただく機構から担い手に貸付けるため、農地中間管理権を取得するものです。

契約件数： 3件 合計 8,672 m²
新規契約： 1番～ 3番 3件 8,672 m²
更新契約： なし
変更契約： なし

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第5号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第6号について、案件第4号～7号に三好満委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。農地中間管理事業法第18条7項（農地利用配分計画の公告）第4号～7号案件について、説明します。先ほど議案第5号でご審議いただきました案件、その農地を農地機構から担い手への貸し付けるものです。

議案第6号-4～7

権利設定する土地：

設定する権利： 賃借権

期間： R2.8.1～R8.7.31（6年間）

貸付先：

賃料： 10a当たり5,000円 4筆で21,240円

利用内容： 水稻・麦・野菜

以上審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第4号～7号につきまして、何か質問はありませんか？

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第6号の案件第4号～7号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。三好満委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

先ほど説明いたしました案件を含む、

契約筆数	17筆	合計	17,912 m ²
新規契約	1番～7番	7筆	8,672 m ²
更新契約	0件		
移転・再貸付契約			

8番～17番	10筆	9,240 m ²
--------	-----	----------------------

移転・再貸付契約につきましては、 から へ貸付先を変更するものです。
また、その他の貸付先としましては、1番を へ、2番～3番を へ貸し付ける
ものです。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第6号についてご質問はございませんか。

滝川委員

8番から17番の件ですが、賃料は、無しでいいんですか。それと、設定が2年間だけですが理由は。

事務局

以前の設定者からの再貸付けですので、機構が借りている条件が使用貸借ですので、再貸付け先へも小作料は発生しません。また、設定期間についてですが、8番から11番までと、12番から17番まででは、元々土地所有者と機構の契約期間に違いがあります。すべてを、一旦令和4年8月31日までとし、その後12番から17番までの土地所有者との設定期間の終期に合わせ、契約時期の統一を図るために本人の了解を得て設定しております。

滝川

分かりました。

議長

他に質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第1号について事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号「農地法第18条（通知）」について、説明致します。今月は、3件あります。

報告 1-1

賃貸人：

賃借人：

申請地：

解約日： 令和 2 年 5 月 13 日

説 明： 残存小作権の解約を行うもので、離作補償金は、3 年分の小作料です。

報告 1-2

賃貸人：

賃借人：

申請地：

解約日： 令和 2 年 6 月 15 日

説 明： 農地売買等事業による利用権の解約で離作補償はありません。

報告 1-3

賃貸人：

賃借人：

申請地：

解約日： 令和 2 年 6 月 15 日

説 明： 農地売買等事業による利用権の解約で離作補償はありません。

以上、3 件の届出についての説明であります。

議長

報告第 1 号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。本日提案された第 1 号議案から第 6 号議案のうち、第 4 号議案の案件第 3 号と第 6 号議案の案件第 4 号～7 号を除く案件について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第 4 回定例農業委員会を閉会致します。

午前 10 時 32 分

閉会